

届出教習所と指定教習所の違いについて

届出教習所 (当社の自動車教習事業)		指定教習所 (一般の自動車学校)	
発行主体	公安委員会に届出を出した教習所	公安委員会が一定の基準を満たしていると認め、指定した教習所	
基準	公安委員会からの指定はないので、「人的基準」「物的基準」「運営基準」を満たしていなくても運営可能 届出を行っているため指定教習所と同様、法的に認められている教習所	<ul style="list-style-type: none"> ・人的基準(資格を有する指導員が適切に配置されているかなど) ・物的基準(学科教習を行う教室があるかなど) ・運営基準(教習に関わるその他の内容) 	
教習に関する違い	試験場所	運転免許試験場で受験(埼玉県は鴻巣試験場) (試験官は警察庁の試験官)	学科試験、仮免、卒検を指定教習所で受験 (試験官は指定教習所の教官)
	教習内容	制限なし(一日の技能教習制限はない) 独自の教習方法で教習が可能	一日の技能教習は2~3時限までという制限がある 法令に基づき警察の定める方法による教習方法での教習
	教習時間	学科教習、技能教習等、教習時間に制限なし	学科教習26時間、技能教習34時間(AT限定は31時間)といった教習時間の定めあり
	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・教習時間に定めがないため、本人の能力、努力次第で、学科は独学(3~5時間程度)、技能は(8~20時間)程度で合格可能であり短期間で免許を取得可能 ・指定教習所と比較すると料金が安価(20~25万円前後) 	学科以外の試験については、全て指定教習所内で完結できる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・試験(学科、仮免、本試験)および外部講習は、運転免許試験場や外部機関にて受講する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・学科教習26時間、技能教習34時間といった必要教習時間の定めがあり、また1日あたりの教習可能時間に制限があるため取得まで時間を要する ・届出教習所と比較すると料金が安い(30万円前後)